

第3回漁業育成就労協議会 概要

1. 日 時：令和8年8月26日（水）10:00～10:55

2. 場 所：大日本水産会大会議室

3. 出席者

一般社団法人大日本水産会	常務理事	松本 冬樹	現地
	事業部業務課長	茅野 直登	現地
	業務課兼海事課係長	駒形 涼	現地
全国漁業協同組合連合会	部長代理	藤田 真悟	現地
	主務役	寺崎 幸季	現地
一般社団法人近海かつお・まぐろ漁業協会	代表理事専務	納富 善裕	WEB
	主任	中田 貴才	WEB
一般社団法人全国底曳網漁業連合会	業務課長	筆谷 拓郎	現地
一般社団法人全国いか釣り漁業協会	会長	中津 達也	現地
一般社団法人全国まき網漁業協会	参事	伏島 一平	WEB
一般社団法人日本定置漁業協会	専務理事	玉置 泰司	現地
	嘱託	木村 秀二	現地
海士町 地産地商課	課長	木村 克彦	WEB
全国海水養魚協会	専務理事	中平 博史	WEB
一般社団法人全日本持続的養鰻機構	代表理事会長	保科 正樹	WEB
	事務局	伊豆野 純平	WEB
全国海苔貝類漁業協同組合連合会 漁政総務部	次長	小磯 潮	WEB
全国真珠養殖漁業協同組合連合会	課長	長岡 昌幸	WEB
全国内水面漁業協同組合連合会	業務課調査役	森 竜也	WEB
長崎県 水産部 水産経営課	課長補佐	若杉 隆信	WEB
	係長	中塚 直征	WEB
漁政課	主任技師	内藤 亜希子	WEB
一般社団法人全日本錦鯉振興会	事務局長	瀬沼 務	WEB
愛南漁業協同組合	参事	細川 時史	WEB
全国鮎養殖漁業組合連合会	事務局	谷口 千恵	WEB
全国養鯉振興協議会	監事	廣松 正道	WEB
全日本海員組合	水産局長	高橋 健二	現地
	水産部長	松本 順一	現地
	専任部長	釜石 隆志	現地
水産庁			
漁政部企画課	室長	今治 和人	現地
	課長補佐	三橋 謙一	現地
	専門官	仁尾 真愛	現地

	企画官	青木 滋	現地
	係員	角田 奈々香	現地
	係員	橘 聡毅	現地
加工流通課	係員	高木 ゆり	WEB
増殖推進部栽培養殖課	係員	伊藤 快	WEB
出入国在留管理庁			
政策課	専門官	山口 鮎美	WEB
	係員	藤本 賀子	WEB
警察庁			
刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官付	課長補佐	木村 有	WEB
	係長	佐藤 勇輔	WEB
外務省			
領事局外国人課	課長補佐	西藏盛 益也	WEB
厚生労働省			
人材開発統括官付海外人材育成担当参事官室	専門官	吉川 拓真	WEB
国土交通省			
海事局船員政策課	専門官	向井 将司	WEB
総合政策局政策課	係長	西出 彩香	WEB
公益財団法人国際人材協力機構	課長	有馬 義信	WEB
	調査役	デルメ 文子	WEB
外国人技能実習機構 指導援助部指導課	課長	真田 暁	WEB

4. 概要

漁業育成就労協議会組織運営要領第4条第4号の規定により、水産庁長官に代わり、水産業体質強化推進室長の主催により開催。議事次第に基づき、事務局より協議会決定事項（案）等に係る資料の説明があり、質疑応答の後了承された。

【議題1】育成就労外国人の待遇について

事務局より、「育成就労における漁業区分に係る監理型育成就労外国人の待遇について講じる措置等」（資料1-1）、「育成就労における養殖業区分に係る監理型育成就労外国人の待遇について講じる措置等」（資料1-2）について趣旨を説明し了承された。

（趣旨説明）

- ・農林水産省告示第575号第2条で定める育成就労外国人の待遇の基準に基づき、育成就労実施者及び監理支援機関が講じる措置等について、協議会決定事項として定める。
- ・漁業区分では、労働組合との労働協約締結をもって待遇を確保し、養殖業区分では、地域監理委員会の監理下で育成就労外国人の待遇を確保する仕組みとする。

（質疑応答）

●資料1-1第1条第2項について、技能実習では研修生という認識であるが、育成就労では労働者であることから、監理支援機関（漁協）が各経営者（漁業者）の労働条件について一任されていないのに労働協約を結ぶことは問題になるのではないかと。育成就労制度が技能実習制度の延長として一定は理解するが、今後を考えると整理をしておかなければ漁協としても足枷になるのではないかと。そして、（技能実習では、）経営者（漁業者）が直接、労働組合と労働協約を結んでいるところもあると思うが、（育成就労では、）それらを一新して（監理支援機関である）漁協が労働組合と労働協約を結びなおすということなのか。

→技能実習法施行以降は、水産庁のホームページ掲載の農林水産省告示のとおり実習実施者と直接労働協約を結ぶことは無く、監理団体が労働組合と労働協約を締結している。

→監理支援機関は育成実施者に対して円滑に育成就労が行われるような支援及び監督の義務があるため、記載について問題は無い認識。

→漁船漁業技能実習の監理団体である漁協は、船員法漁船技能実習生の受入れにあたり、船員職業紹介の許可を取得してあっせん業務を行うこととなっている。つまりは、監理団体が一次受け入れ機関となり二次受け入れ機関（船主）に配属をさせる責任があり、その中でインドネシアにて面接をする際に監理団体の責任で募集をかけるところ、監理団体が待遇について責任を持てないと説明が出来なくなることから、監理団体（漁協）は、事前に（船主と）協議を行った上で労働協約の締結を一任されており、記載について問題は無い認識。→承知。

【議題2】2号構成員が講じる指導体制について

事務局より、漁業育成就労協議会2号構成員の責務と指導体制（資料2）について趣旨を説明し了承された。

（趣旨説明）

- ・ 2号構成員の責務と1号構成員等に対する指導及び助言を行うための体制について定める。
- ・ 責務遂行のための体制整備については、別紙「外国人育成就労制度の適正な運用の確保に関するモデル規則」を基に団体ごとの規則を作成する。

(質疑応答)

特になし。

【議題3】その他

1) 漁業分野における行動規範及びキャリアプラン（追加修正）

事務局より、前回の協議会にて了承された「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」及び「【漁業分野】育成・キャリア形成プログラム」について修正する旨を説明（資料3-1、資料3-2）。

当該修正について、特段質疑なく了承。

2) その他

- ・ 漁業区分での漁協以外の団体及び養殖業での監理支援機関要件については、協議会手続きが整っていないことから、受け付けをしておらず、手続きについて関係者と調整しながら早急に検討。

以上